

2019年11月27日

日本高次脳機能学会 利益相反(COI)に関する指針

I. 目的

本指針は、本学会の活動における、利益相反状態の管理の方針を定め、実施することを目的とする。

II. 対象者

本学会の学術総会や関連する講演会および機関誌で発表する、発表者全員（共同演者を含む）とする。

III. 学術総会あるいは学会誌に関する利益相反(COI)の開示

上記の対象者は、発表する当該研究に関連する、企業・組織や団体との利益相反(COI)関係についての開示もしくは申告を行わねばならない。学術総会での開示は、スライド発表の場合は冒頭のスライドで、ポスター発表の場合は、冒頭あるいは末尾にて行うものとする（様式1参照）。機関誌で発表する場合には、所定の申告書（誓約書）をホームページからダウンロードし、それを用いて申告するものとする。代表者のみでなく、発表者全員について、各自の自署が必要である。

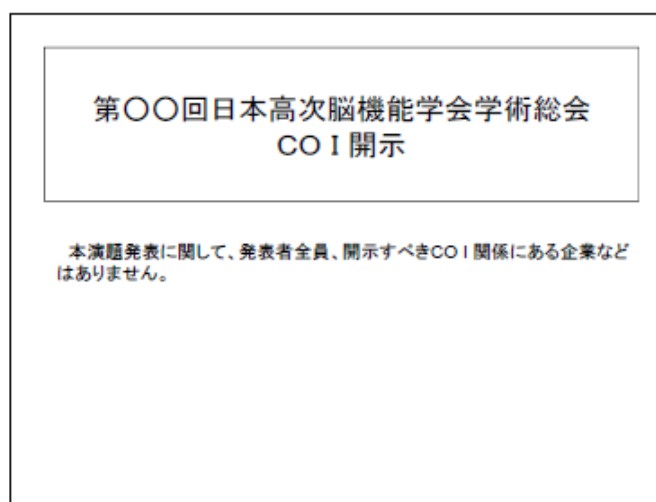
なお本指針は、2020年度から施行する。

様式 1

1. 開示情報がない場合（発表者全員について開示すべき利益相反状態がない場合）
スライドの発表の場合は冒頭のスライドで、ポスター発表の場合は冒頭あるいは末尾にて、開示情報がない旨、記載ください。

例：本演題発表に関連して、発表者全員について開示すべき利益相反（COI）関係にある企業などはありません。

例：スライドあるいはポスターのサンプル（本来、書式は自由です）



2. 開示情報がある場合（申告すべき利益相反状態がある者が、発表者の中に含まれている場合）
スライド発表の場合は冒頭のスライドで、ポスター発表の場合は冒頭あるいは末尾にて、開示情報の内容を記載してください。

例：スライドあるいはポスターのサンプル（本来、書式は自由です）

